

第 11 回

美方町・村岡町・香住町
合併協議会 会議録

平成 16 年 7 月 14 日

第 11 回美方町・村岡町・香住町合併協議会 会議録

日 時 平成 16 年 7 月 14 日 (水) 午後 3 時 17 分 ~ 午後 5 時 40 分
 場 所 香住町文化会館

出席者

協議会委員 (計 24 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
上 田 節 郎	岩 槻 健	藤 原 久 嗣
吉 田 範 明	谷 淵 栄 一	上 田 孝
本 城 繁 信	板 坂 公 二	橘 秀 夫
朝 倉 富 征	石 垣 健 三	伊 藤 誠
井 上 一 郎	井 上 源 一	岡 田 久 子
毛 戸 公 彦	小 谷 道 子	柴 崎 一 秀
中 村 治 泰	西 尾 高 雄	中 村 暁
水 間 徳 子	三 好 忠 男	村 瀬 晴 好

幹事会 (計 9 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
田 野 新 一	中 村 一 治	大 滝 正 博
吉 田 博 昭	太 田 培 男	米 田 稔
西 村 吉 弘	杉 谷 信 義	谷 岡 喜 代 司

事務局 (計 8 名)

藤 原 進 之 助	岸 本 典 明	清 水 幸 信
邊 見 泰 正	田 尻 幸 司	吉 村 松 雄
川 戸 英 明	中 村 貴 志	

欠席者

顧問 (計 3 名)

兵庫県議会議員	兵庫県議会議員	但馬県民局長
中 村 茂	丸 上 博	西 村 良 二

事務局 (計 1 名)

穴 田 康 成

傍 聴 人 15 人

第 1 1 回美方町・村岡町・香住町合併協議会

と き：平成 1 6 年 7 月 1 4 日（水）

と ころ：香住町文化会館

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第 2 8 号 平成 1 5 年度美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出決算について

(2) 協議事項

協議第 4 6 号 住民関係事務事業の取扱いについて

協議第 4 7 号 税務関係事務事業の取扱いについて

協議第 4 8 号 建設関係事務事業の取扱いについて

協議第 4 9 号 農林水産関係事務事業の取扱い（その 1）について

協議第 5 0 号 総務関係事務事業の取扱い（その 2）について

協議第 5 1 号 平成 1 6 年度美方町・村岡町・香住町合併協議会補正予算（第 1 号）について

協議第 1 1 号（継続） 新町の名称について

6 その他

(1) 地域審議会に関する検討について

(2) 美方町・村岡町・香住町の合併に関する住民説明会の開催について

(3) 第 1 2 回協議会の開催について

日 時 平成 1 6 年 7 月 2 8 日（水） 1 3 : 3 0 ~

場 所 村岡町老人福祉センター

協議事項（予定）

協議第 5 2 号 保健医療関係事務事業の取扱いについて

協議第 5 3 号 商工関係事務事業の取扱いについて

協議第 5 4 号 学校教育関係事務事業の取扱い（その 2）について

協議第 5 5 号 水道・下水道関係事務事業の取扱い（その 2）について

協議第 1 1 号（継続） 新町の名称について

7 閉 会

藤原事務局長 議長から開会宣言と御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願ひし

ます。

吉田議長 それでは、3町合併協議会会議運営規程第4条第1項の規定に基づきまして、第11回3町合併協議会の開会を宣言いたします。

皆さん改めましてこんにちは。先程事務局長の方からも挨拶がありましたように、まちづくり小委員会の皆様には引き続き全体会ということで大変御苦労さまでございます。本当に梅雨が明けて、どこに梅雨が行ったんだろうかというふうな思いでしておりましたら、もう梅雨明けということで大変暑い日がこれから続くと思いますし、また、この合併協議会の方も熱い論戦も闘わされるんじゃないかと思えますし、かなり詰まった協議日程になってくよいかと思えますけれど、何とぞお体の方御自愛いただきまして、慎重審議をよろしくお願ひしたいとこのように思います。

以上、簡単ではございますけれど、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

それでは次に、会長の岩槻村岡町長が御挨拶を申し上げます。

岩槻会長 皆さん、こんにちは。それでは、会議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

先程ございましたように、近畿地方も昨日梅雨明け宣言がなされたわけですが、平均的には6日早いようでございますし、平年に比べますと19日から早く梅雨明けということで、いよいよ暑い夏ということに入るわけですが、きょう第11回になります合併協議会、御案内申し上げます。先程ございましたように、まちづくり委員会も先程あったわけですが、万般繰り合わせ御出席をいただいたところでございまして、厚くお礼申し上げたいと思います。

前回は申し上げましたけれども、事務所の小委員会も10回開いたわけですが、まちづくりがきょうで7回、さらに議員なり、農業委員会の議会の定数等6回ということで、大変な精力的に御審議を願ひまして、それぞれの方向を目指していただいております。きょうはそういった中でございますが、報告案件1件、協議案件7件でございますが、追加案件1件も予定させていただいております。是非是非ひとつ慎重御審議をいただきまして、適切な御決定をいただきたく、こう思うわけでございます。

御都合がございまして、きょうは顧問の先生御欠席でございますけれども、県民局の方からも今井主幹他御出席もいただいておりますし、傍聴の皆さんも大変午後の時間帯でございますが、お出でいただいております。心から厚くお礼申し上げたいと思います。大分先が見えてきたなあという感じがあるわけですが、是非計画どおり進みますことを心から請願うものでございます。

やがて3町とも5月と言っておりましたけども、住民説明会というのもスケジュールに上げておるところでございますので、私どもも率直にこれまでの経過を申し上げまして、

広く3町の町民の御理解をいただいて、このものが目指すところに一日も早く到達するという心を心からお願いしながら、最初の御挨拶といたします。きょうは誠にありがとうございます。

吉田議長 それでは、会議の成立について事務局から報告させます。

藤原事務局長 御報告いたします。

本日は委員24名全員お揃いでございますので、会議が成立いたしておりますことをここに御報告申し上げます。以上でございます。

吉田議長 次に3町合併協議会会議運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員を指名いたします。

美方町の上田節郎委員、香住町の橘秀夫委員を指名いたします。

これより議題に入ります。

報告第28号、平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出決算についてを議題とし、事務局に議案の朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは1ページをお開きいただきたいと思います。報告第28号、平成15年度3町合併協議会歳入歳出決算について。平成15年度3町合併協議会歳入歳出決算について報告する。平成16年7月14日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

平成15年度3町合併協議会歳入歳出決算について。平成15年度3町合併協議会歳入歳出決算を調製したので、3町合併協議会財務規程第8条第1項に基づき報告する。

続いて御説明をさせていただきたいと思えます。まず、3ページをご覧いただきたいと思えます。歳入総額が840万11円、歳出総額672万2,262円、歳入歳出差し引き残額167万7,749円でございます。

4ページをお願いしたいと思えます。それぞれ款項の歳入歳出を上げておりますけれども、説明につきましては5ページの事項別明細書で御説明させていただきたいと思えます。まず歳入の分担金及び負担金でございますが、3町それぞれ280万円の負担をお願いしております、金額は840万円となっております。諸収入でございますが、諸収入の中で預金利子がございます、一応1,000円を予算化しておりましたけれども、11円の決算額でございます、収入総額は840万11円ということになっております。

それから6ページの歳出でございますけれども、まず協議会費といたしまして、報酬172万2,000円、これは協議会委員報酬、それから監査委員報酬の報酬額でございます。それから旅費でございますけれども、普通旅費として事務局職員の旅費が4万5,460円、委員の皆さんの費用弁償が12万2,900円となっております。それから需用

費でございますけれども、107万8,584円、内訳は消耗品費が55万6,820円、これはコピーの用紙ですとかトナー代等が入っております。それから、燃料費につきましては2万7,315円でございますけれども、車1台の燃料費、それから暖房用の灯油代が入っております。それから、食糧費7万7,802円でございますけれども、ほとんどが会議のお茶代でございます。それから、印刷製本費といたしまして41万6,647円、それから役務費でございますけれども、23万8,048円となっております。郵便電話料が18万9,502円、それからインターネットの接続等の手数料が3万8,745円、それから公務災害補償保険料、これは顧問の先生の公務災害補償保険料でございます、お一人分9,801円でございます。

委託料といたしましては159万6,733円、会議録作成委託料が55万1,983円となっております。なお、会議録につきましては、協議会発足後、会議の参考にするために本来は委託をすべてする予定にしておりましたが、職員でテープ起こしをやっておりましたので、委託料が81万2,000円ばかり不用額となっておりますけれども、大体会議録が主な内容でございます。それから、新町例規整備委託料が84万円、ホームページ開設業務委託料といたしまして20万4,750円ということになっております。使用料及び賃借料でございますが、74万2,172円、これは事務所使用料ということで村岡町の施設を借用いたしておりますので、それが6万6,130円、自動車借り上げ料でございますが、一応事務局の自動車ということで1台借り上げをいたしております、11万3,158円。それから、電話、ファクス等がリースにより借り上げておまして、これが11万4,240円。電子複写機等の使用料につきましても、44万8,644円となっております。それから備品購入費でございますが、58万6,897円、これにつきましては、事務局のパソコン、デジカメ、書庫等の備品でございます。それから負担金補助及び交付金でございますけれども、58万9,468円ということでございますが、まず臨時職員の賃金等負担金が52万1,908円、これは女性1名、臨時職員として村岡町で採用されました職員を事務局でお願いしておまして、それを負担金という形で村岡町にお支払いをしております。それから光熱水費負担金でございますが、これにつきましても、事務所の光熱水費を村岡町に負担金という形でお支払いしているものでございます。それから、納付負担金が2万7,560円ということになっております。

予備費は、決算額はゼロでございます。従いまして、歳出の支出済み額合計が672万2,262円ということになっております。以上で御説明を終わりたいと思います。

吉田議長 続きまして、監査委員から監査報告をもらいたいと思います。

谷岡監査委員 それでは監査報告をさせていただきます。お手元の資料に添付しておりますとおりに、既に3町合併協議会長さんあてに報告書を提出しておりますので、その内容を朗読することによって、審査報告にかえさせていただきたいと思います。

当合併協議会規約第15条第3項の規定によりまして、審査に付された平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出決算について、決算書並びに決算事項別明細書、各関係書類、証拠書類を審査した結果、次のとおり報告いたします。

1番目の審査の対象でございますが、平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会歳入歳出決算でございます。審査実施年月日は平成16年7月5日。実施した審査手続、平成15年度合併協議会歳入歳出決算書及び附属書類について、事務局長及び担当者から説明を徴し、計数検査、予算執行状況について審査を行いました。審査の結果につきましては、審査に付された歳入歳出決算書及び附属書類は、美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程等に準拠して作成されており、その計数は正確で平成15年度歳入歳出決算を適正に表示しているものと認めました。以上でございます。

吉田議長 ありがとうございます。

続きまして、報告第28号について質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方は、挙手の上、町名と名前を御発言の上お願いしたいと思います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切りたいと思います。

それでは報告第28号は、原案のとおり承認していただくことに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声ございましたので、報告第28号につきましては原案のとおり承認されました。

なお、先程行われました第7回の新町まちづくり計画検討小委員会の報告についてを追加して議題に上げたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従いまして、報告第28号の後に報告第29号として追加させていただきます。

暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 では、休憩を閉じ会議を再開いたします。

報告第29号を追加して議題に上げたいと思います。

報告第29号、第7回新町まちづくり計画検討小委員会についてを議題とし、事務局長から報告させます。

藤原事務局長 それではただいまお配りしましたペーパーをご覧いただきたいと思えます。報告第29号、第7回新町まちづくり計画検討小委員会について。第7回新町まちづくり計画検討小委員会について報告する。平成16年7月14日報告。3町合併協議会会長、岩槻健。

第7回新町まちづくり計画検討小委員会について。第7回新町まちづくり計画検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。以上でございます。

吉田議長 続きまして、報告第29号につきまして、井上委員長の方から報告をお願いいたします。

井上新町まちづくり計画検討小委員会委員長 失礼します。第7回新町まちづくり計画検討小委員会の報告について。第7回新町まちづくり計画検討小委員会を7月14日に開催したので、3町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

報告事項、(1)出席者21名。(2)協議事項について、「新町まちづくり計画」(案)について。(3)審議経過、本小委員会において、これまでまとめた「新町まちづくり計画」(案)について、事務局より、前回からの修正事項や、このたび示された県事業等の説明を受け、さらに地域の最重点課題に関する各町の説明を受けた後、「新町まちづくり計画」(案)の全般的な意見交換を行った。(2)地域の最重点課題については、「最重点課題事業の取り組みを追加し、「新町まちづくり計画」(案)として全体会に報告することとした。以上です。

吉田議長 御苦労さまでした。報告は終わりました。

報告に対して質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思えます。

それでは報告第29号は、原案のとおり承認いただいて決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、報告第29号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に協議第46号、住民関係事務事業の取扱いについてを議題といたしたいと思えます。

なお、この議案に対しましては、前回、私の発言の中に継続というふうに言ったかとは思いますが、実は会長の方からこれは取り下げたいというふうな意見がございましたので、継続ではなく再提案ということで新たに議案として取扱いたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、そのように取扱いさせていただきます。

では、事務局長に朗読と説明をさせます。

藤原事務局長 それでは8ページをご覧くださいと思います。協議第46号、住民関係事務事業の取扱いについて。住民関係事務事業の取扱いについて提出する。平成16年7月14日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目、3-(12)、各種事務事業の取扱い。住民関係事務事業の取扱い。1、住民関係の各種証明書交付事務は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、その手数料は、香住町の例により合併時に統一する。2、防災に関すること。(1)災害対策基本法に基づき、合併時に防災会議条例を制定し、防災会議を設置する。(2)地域防災計画は、現行の3町の計画を基に、合併後、速やかに策定する。(3)自主防災組織は、現行の3町の組織を新町へ引き継ぐ。(4)防災行政無線施設は、合併後、新町において統一を検討する。3、防犯灯の設置及び管理は、美方町及び香住町の例を基に合併時に再編する。

それでは資料等の御説明をさせていただきますと思います。まず手数料の考え方でございますけれども、これまでに3町で差異のある手数料につきましては、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則から適正な料金となるよう合併時に統一することが確認されておりますので、このたび香住町の例により統一するものであります。

9ページに3町のそれぞれの手数料でございますが、現況は200円と250円ということで差異があるわけでございます。それを今回、香住町の例にということで、戸籍の付票の写しでいいますと、美方町、村岡町が200円でございますが、香住町の250円に統一する。以下同じでございます。

それから次に2番のところ、手数料改定の状況ということでございますけれども、因みに現在、3町の手数料をいつ改定したかということになるわけでございますけれども、

そこにありますように、美方町では昭和59年の4月に150円から現行の200円に、それから村岡町では昭和63年4月に150円から200円に、香住町では昭和58年10月に150円から250円ということで、前回の改定から17年ないし22年経過いたしております。仮にこの合併の話がないにいたしましても、現在の財政状況を考えますと、行財政改革等導入のそういったことを考えてみますと、この手数料についても改定の時期になってるかなあというふうな思いもいたしております、とりあえず3町の中での香住町の例に統一したということでございます。

それから、3でございますけれども、現在の3町の200円と250円にそれぞれ手数料をあてがった場合にどうなるかということでございますけれども、現在3町の手数料が、右から2番目にありますように633万500円でございますが、200円にするとしましたら542万6,000円ばかりということになって、約90万円の減収になります。それから、250円ということに合わせますと678万円程になりまして、約45万円程の手数料の増収になるという試算をいたしております。

それから、10ページでございますけれども、4番目に手数料統一に伴う負担増の関係でございますけれども、3町でそれぞれの実績を見てみますと、美方町で1世帯当たりが3.1回、村岡町で3.3回、香住町で4.4回ということでございまして、仮に今度50円上げるということになりまして、1世帯当たり155円から165円の負担増になるかと思っておりますけれども、このたび250円にさせていただきたいという御提案でございます。

それから但馬の中の現況がどうかということでございますけれども、既に養父市はスタートいたしておりますけれども、それまでの状況で考えてみますと、200円が10町ございます。その中にはこの美方町、村岡町もあるわけでございますが、後250円が2町、これは香住町と城崎町、300円になりますと、1市18町の内の1市6町ございまして、豊岡、養父郡の4町、それから出石町、浜坂町という状況でございます。

それから10ページの一番下の方に参考ということで書いておりますけれども、この手数料といいますが、地方自治法で定められておりまして、これは特定の者のためにするものについての内容でございますので、手数料を徴収することができるというような法の定めがございまして、特定の者のためにするものとはということでございますけれども、最後の方に、主としてその者の利益のために行う事務のことというようなこともございまして、参考までにこの地方自治法もおつなぎをさせていただきたいと思っております。

それから次に、2番目の防災に関するところでございますけれども、まず災害対策基本法、これは国の法律でございますけれども、それに基づいて防災会議条例を制定しなくてはなりません。さらにそれに基づいて防災会議を設置しなければなりません、合併時にその法に定められた内容に沿って整備をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、(2)の地域防災計画でございますけれども、現行の3町の計画を基に、合併後、速やかに策定するというところでございます。これにつきましても、法に定められてお

りますので、合併後に速やかに策定したいというふうに考えております。

(3) 番目の自主防災組織でございますけれども、現在3町で112の自主防災組織が設置されておりまして、現行の組織をそのまま新町へ引き継ぐことにいたしております。因みに3町それぞれの組織率は100%ということになっております。

それから、(4)の防災行政無線の関係でございますけれども、現在、情報通信の手段といたしまして、美方町はN T T回線を利用いたしましたオフトーク通信を、村岡町、香住町は、同報通信系の固定局と移動系の無線局による防災行政無線により放送をいたしております。しかしながら、合併により一つの町になりますと、防災行政無線の同報通信系固定局並びに移動系無線局の周波数の割り当てが、原則として1市町村に1波となるようでございます。それらと合わせまして同一システムによる一元化の必要性等も含めまして、合併後に統一を検討するというものであります。

それから、3の防犯灯の関係でございますが、防犯灯の設置につきましては、美方町、香住町では、町が事業主体となり、維持管理も町が行っております。しかし、村岡町では区が設置し、維持管理も区が行っているということでございますが、それらに対する経費につきましては、町が9割の助成をいたしております。そういったスタイルの違いがございますので、合併時に美方町、香住町の例によりまして再編をするという内容のものでございます。以上でございます。

吉田議長 続いて、専門部会長から補足説明がございますか。特にないですか。

ないようですので、これから質疑を受けたいと思いますが、質疑ございませんか。

中村委員。

中村(暁)委員 香住町の中村です。先程事務局長の方から防災に関する件で、(4)の防災行政無線施設は、合併後新町において統一を検討するというふうなことでありました。先程まちづくり計画の小委員会で、生活環境の整備、充実の(5)の消防施設の関係で、広範な町域での防災体制を強化するため、危機管理、防災対応能力のすぐれた防災センター機能等を充実し、備蓄、避難施設、救援・救護体制の充実、自主防災組織との連携強化を図り、防災行政無線と情報施設については、将来的な統合計画を策定するなど防災ネットワークを拡充しますということで、それぞれ委員、承認をしたわけでありまして。

香住町において、地区の遠隔制御装置の機能の問題点等が現実的にあるわけでありまして。先程説明があったように、1市町1波の無線の関係の制約があるようでありまして。その制約があるんでありますけれども、今の状況では十分でないというふうに考えております。そのあたりのところを新しい町になって、きちっと各自治会との関係の防災連絡ができるような格好にしてやっていただきたいというふうに思います。もしできないような場合があるようでしたら、例えば屋外の拡声子局の充実等、そういうようなもので補完をするなり、そういうふうな対応をきちっとしてやっていただきたいというふうに思っております。

吉田議長 専門部会長、答弁できますか。

小谷専門部会長 ただいま御意見いただきましたように、確かに屋外の拡声子局、町によりまして数が違っております。村岡の大字の近辺はちょっと違いますが、基本的には各集落に拡声子局がついておるとい状況でございます。おっしゃいましたように、この辺のことが今後かなりの経費を要する事業にはなるかと思いますけれども、新町になりましてからの検討事項ということで、大きな事業になるだろうということでございますので、検討事項として上げさせていただきました。現在でも香住の場合は、消防署から緊急指令が放送ができるなど町によりまして多少違っておりますので、その辺のことも検討事項として、今後協議をしていきたいというふうに考えております。

吉田議長 他に質疑。

中村委員。

中村（暁）委員 確認だけさせていただきます。

今後新町になりまして、住民が安心して暮らせるまちづくりのためには、防災の情報っというようなものがきちっと欲しいというふうに思っておりますので、今の御答弁も合わせて、今後十分に検討してやっていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいいたします。

吉田議長 他に質疑ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、意見等もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようでございますので質疑、意見をここで打ち切りたいと思います。協議第46号は、原案のとおり確認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第46号につきましては、原案のとおり確認することに決定いたしました。

続きまして協議第47号、税務関係事務事業の取扱いについての件を議題といたします。
事務局に朗読と説明をさせます。

藤原事務局長 15ページをお願いしたいと思います。協議第47号、税務関係事務事業の取扱いについて。税務関係事務事業の取扱いについて提出する。平成16年7月14日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目、3-(12) 各種事務事業の取扱い。税務関係事務事業の取扱い。1、税務関係手数料に関すること。(1)納税証明手数料、課税証明手数料及び住宅用家屋証明申請手数料は、合併時に香住町の例により統一する。(2)税督促手数料は、合併時に村岡町の例により統一する。(3)固定資産に関する証明手数料は250円とする。ただし、土地については5筆までごとに1件とし、家屋については5棟までごとに1件とする。(4)公図、図面等の公文書の閲覧手数料は250円とする。ただし、1人1種類1回を1件とし、1時間を超えるときは1時間までごとに200円を加える。

それでは16ページの資料に基づいて御説明をさせていただきます。まず手数料の中で、税の下から2番目にございます住宅用家屋証明申請というものでございますが、現在3町では香住町だけが条例化されておりまして、1,300円ということになっております。この額は準則でも1,300円になっておりまして、香住町の例によってこの額にさせていただきたいということがございますが、この申請の内容につきましては、家屋の保存ですとか移転登記及び抵当権設定時に必要のものであるということがございます。

それから、2番目に財政の影響額ということで、先程住民関係でも申し上げましたが、手数料を200円と250円にした場合の影響額でございますけれども、200円にした場合は17万3,000円余りの減収、250円に合わせますと14万2,000円余りの増収ということになる試算をいたしております。以上で御説明を終わらせていただきます。

吉田議長 以上で説明を終わります。

補足説明もございませんか。ないですか。

じゃあ、ないようですので質疑を受けたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、意見ございましたらお聞きしたいと思います。ございませんか。

ないようでございますので、質疑、意見を打ち切りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、協議第47号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第47号は、原案のとおり確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第48号、建設関係事務事業の取扱いについての件を議題といたします。

事務局長から朗読と説明をさせます。

藤原事務局長 それでは17ページをご覧いただきたいと思います。協議第48号、建設関係事務事業の取扱いについて。建設関係事務事業の取扱いについて提出する。平成16年7月14日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目、3-(12) 各種事務事業の取扱い。建設関係事務事業の取扱い。1、道路等に関する事。(1)町道・橋梁は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、路線区分は新町において調整する。(2)町道及び橋梁の新設、改良、舗装に係る受益者負担金は、香住町の制度を基に調整し、合併時に再編する。ただし、合併時に事業実施中、用地買収を含むものでございますが、実施中の路線に対する負担は、従前の例による。(3)急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金は、合併時に香住町の例により再編する。ただし、合併時に事業実施中の箇所に対する負担は、従前の例による。(4)災害復旧事業に係る受益者負担金は徴しない。(5)除雪路線は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、除雪計画は、合併後に新町において調整する。除雪機購入補助制度は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、補助内容等は合併時に統一する。2、町営住宅に関する事。(1)町営住宅は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(2)町営住宅の入居資格は、合併時に村岡町、香住町の例により統一する。

それでは18ページから御説明をさせていただきたいと思います。まず、1番の(1)路線区分は、新町において調整するというところでございますけれども、路線区分につきましては、香住町では1級町道、2級町道というような町道の分類基準を条例で定めておりますが、国の基準と合致してないことから、この際、新町において国の基準に統一する方向で調整することにいたしております。

次に、(2)の関係でございます。受益者負担金の関係でございますが、美方町、村岡町は条例、香住町は内規により受益者負担率を設けております。特に1級町道では、負担率は美方町、香住町がゼロ%ですけれども、村岡町では5%あるいは2.5%ということになっております。2級町道でも、香住町ではゼロ%でございますけれども、美方町では2

0%以内ということになっております。こういったことで受益者負担の3町間の差異がございますので、香住町の制度を基に合併時に再編するというものでございます。

それから(3)の急傾斜地に関する関係でございますが、香住町の受益者負担の具体的な数字を上げておりますけれども、現在、美方町、村岡町は受益者負担は存在しないようでありまして、香住町の例により応分の負担を求める方向で、合併時に再編することになっております。これの一つの考え方といたしましては、類似の事業であります治山事業では受益者負担金を求めておりますので、同じような考えで行いたいというふうに考えております。

それから(4)の災害復旧事業につきましても、香住町では受益者負担を求めておりますけれども、災害復旧事業は原形復旧が原則でございますので、受益者負担金は徴しないということを考えております。

それから(5)の除雪路線の関係でございますけれども、除雪計画路線は、3町で201路線、149.5キロメートルでございますけれども、この計画路線は現行のとおり新町へ引き継ぐということになっております。なお、除雪計画につきましては、除雪の施行方法でありますとか除雪の関連機械の充実度など現状での違いがございますので、合併後に調整をしたいというふうに考えております。また、除雪機の購入の補助制度でございますけれども、3町間といたしますが、美方町、香住町の間では補助対象の基準等に違いがございますので、合併後に統一をしたいというふうに考えております。

それから2の町営住宅に関するところでございますが、現在3町では231戸の町営住宅がございますけれども、これらの町営住宅につきましては、財産の取扱いでも確認されておりますように、現行のとおり新町へ引き継ぐことになっております。また、村岡町、香住町における入居資格で、のところに、現に町内に住所または勤務場所を有することの要件があるわけでございますけれども、美方町にはございませんが、合併時に村岡町、香住町の例により統一するというようにいたしております。以上でございます。

吉田議長 以上で説明は終わりましたけど、専門部会長の補足説明はございますか。どうぞ。

山盛専門部会長 受益者負担の関係でございますけれども、幅員の狭い路線は3級だと、その次にちょっと広いのは2級だという形で分類をされておる町があります。そういうことで、幅員による構成をやりますと若干問題が出てきて、各町間で差が出てきますので、分類は国の定める1、2級に統一して、その他の路線ということで、1、2、3という路線を考えたらどうかという形での調整でございます。

それからもう1点は、除雪機の関係ですけれども、現在、村岡町は、除雪機については一応行き渡ったというようなことで、制度がございません。しかしながら、更新等が考えられる状況の中で、これらについては3町で調整をこれからしていきたいと、このように

考えて調整項目として上げております。以上です。

吉田議長 以上で補足説明を含めて説明は終わりました。

ここで質疑を受けたいと思いますが。質疑。

中村委員。

中村（暁）委員 香住町の中村です。町道と受益者負担率の関係で、消雪工事の負担率の一覧表が香住町の方ではあるんですけども、美方町、村岡町の方の関係の町道についての消雪工事等はあるのかないのか。あるとしたら建設費の負担率だとか、それから維持費、電気代等の負担率だとかはどうなっておるのか、お伺いいたします。

吉田議長 専門部会長、答弁お願いします。

山盛専門部会長 町が管理されております消雪工はないというふうに聞いております。従いまして、香住町の制度に基づいて調整していこうと。今回そういう場合が出てくる場合があるとすれば、そういうことで負担等も定めなくてはならないということで、香住町の制度という形で考えていきたいということでございます。

吉田議長 他に質疑ございますか。

どうぞ、中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村です。2点程お伺いしたいと思います。

まず1点ですけども、(3)の急傾斜、これの香住町さんの場合、町単独事業というのに30%の受益者負担があるわけですけども、現実にこういう事業があるのかないのか、これが1点でございます。

次に2点目ですけども、(5)の除雪関係ですけども、除雪の出動の指揮命令系統の件ですけども、構成町ごとに指揮命令系統を持たせるのか、それともそうでないのか。もし構成町ごとに持たせるとするならば、例えば香住町と村岡、美方は若干状況が違うわけですけども、村岡と美方で同じような積雪量のときに、一方では出動する、一方ではしないという、そういうアンバランス的なことについて、どのように考えていらっしゃるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

吉田議長 専門部会長。

山盛専門部会長 1点目の急傾斜の関係ですけども、こういう事業を香住町でも今現在ございません。ただし、ここには載せておりませんが、県単治山の関係では地元負

担が10%というのは現在施行があります。各町でもそういう形があるかというふうに思いますけれども、それらを勘案しまして急傾斜についても自分の財産、家を守るという観点から、応分の受益者負担をいただくじゃないかという形の調整でございます。

それから除雪の関係につきましては、当然構成町でいろいろな除雪計画を持っておられて、また路線の長さの違い、路線数、機械数、それから出る時間帯、それぞれ違うと思いますので、これらについては十分協議をして、今の各町で行われてる除雪計画を尊重する中で調整していきたいというふうに考えてます。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 除雪計画の関係でございますけれども、従前にも同じような御質問があったかと思いますが、以前にお示しをさせていただいております現地解決型機能の組織と業務のイメージ図の中で、除雪の関係についても支所の業務として現在のところは取り扱うというようなことを考えております。以上でございます。

吉田議長 他にございますか。質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、御意見等ございましたら、お聞きしたいと思います。
岩槻委員。

岩槻委員 この除雪について、雪の多い地域と少ない地域があるわけでございますが、是非きょう共通認識を持っていただくということで触れるんでございますが、私の町は大体高い集落、そういうところで15センチになれば、もう5時から除雪体制に入ると、こういう基準を設けておるわけでございますし、私の町自身の中でも、集落によって早く積もるところ、遅く積もることがあると。しかも昼降り続きますと、帰りが今度は帰町が通勤の方、そういうものができない。もう1回あけなくてはならないということで、通常の場合でございますと大体町は6台ぐらいしか持ってませんから、除雪機を。建設業のを借り上げる。25台ぐらいになるときも1回出ればなるわけですね。それと豪雪になって屋根に1メートルから降ると、今度は雪おろしをやるわけですが、国道から県道から町道に皆落とす。道路沿道に排す。それと排雪ということで、ダンプカーに噴き出しのロータリーで積んで、河川に持って出て捨てると。こうなると大体65台ぐらい1回でやるような計算にもなる。1回通常出れば250万から除雪費が要るんですよ。排雪のときには650万かかります。ことしだけでも4,200万、この15年度かかっておるわけでございますが、これまで最高は6,500万ぐらい排雪をやるとかかるという実態があるもんで

すから、この命令系統も町によって、私の町と美方さん大体同じかもわからん。それでもやっぱり標高の650メートルぐらいな相岡とかになると、もう昼でも相当積もるといふ実態があるもんですから、その辺はきょうは御認識もいただいた上で、今言う所管課、命令系統をどうするのかということ調整やるといふところもございまして、これ余談になりますけども、触れさせていただきたいと思うわけでございます。

吉田議長 上田委員。

上田(節)委員 美方町の上田です。路線の区分のことなんですけど、これを国の認定でもって1、2級を決定しますと、各町間で不合理が出てくるといふ思います。国の認定を基準にして、これに準じて1、2級の路線を決定すると、このようにお願いしたいと思っております。以上です。

吉田議長 専門部会長。

山盛専門部会長 今の御意見等も参考にしながら調整をかけていきたいというふうに思っています。

吉田議長 他ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、ないようでございますので、質疑、意見を打ち切りたいと思っております。協議第48号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 御異議なしの声がございましたので、協議第48号につきましては、原案のとおり確認することに決定いたしました。

続きまして協議第49号、農林水産関係事務事業(その1)の取扱いについての件を議題といたします。

事務局長から説明をお願いいたします。

藤原事務局長 25ページをご覧いただきたいと思っております。協議第49号、農林水産関係事務事業(その1)の取扱いについて。なお、その2といたしまして林道等予定をいたしております。農林水産関係事務事業(その1)の取扱いについて提出する。平成16年

7月14日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目、3 - (12) 各種事務事業の取扱い。農林水産関係事務事業(その1)の取扱い。1、農業に関すること。(1)生産調整に対する助成措置等の農業振興対策事業は、各町の取り組み経過、地域特性を考慮し、合併後に再編する。(2)中山間地域等直接支払い交付金事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(3)棚田保全緊急対策事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(4)農業振興に係る利子補給制度は、現行の3町の制度を基に調整し、合併時に再編する。2、土地改良に関すること。(1)土地改良事業に係る受益者負担率及び町単独補助率は、現行の3町の制度を基に調整し、合併時に再編する。ただし、合併時に事業実施中のものについては、従前の例による。(2)農地及び農業用施設の災害復旧に係る受益者負担率は、美方町、村岡町の制度を基に合併時に再編し、町単独事業は合併時に廃止する。3、畜産に関すること。(1)優良牛確保事業及び町有雌牛貸し付け事業等の畜産振興対策事業は、美方町、村岡町の制度を基に調整し、合併後に再編する。(2)畜産振興に係る利子補給制度は、美方町、村岡町の制度を基に調整し、合併後に再編する。4、水産に関すること。(1)種苗放流事業等の水産振興対策事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(2)水産振興に係る利子補給制度は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。5、農林水産関係の各種証明書交付事務に関すること。(1)農林水産関係の各種証明書交付事務は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、その手数料は香住町の例により合併時に統一する。

26ページからの資料の御説明をさせていただきたいと思います。まず、生産調整に関することですが、美方町、村岡町では、そこにありますように特例野菜推進事業ですとか、永年性作物の推進事業、転作キャベツ等の奨励費の補助金というような、それぞれ5つの事業。それから香住町では、転作定着化促進対策事業他全部で3事業実施しておりますけれども、いずれも地域の特性を生かした取り組みがなされておりますので、合併後に現行の取り組みを継続する方向で再編することといたしております。

それから(2)の中山間の関係でございます。中山間地域におきまして農業生産活動を通じて、農地の多面的機能を確保する積極的な取り組みを継続したいというふうに考えておまして、本事業につきましても、現行のとおり新町へ引き継ぐということにいたしております。

それから(3)の棚田の保全緊急対策事業です。棚田保全緊急対策事業と申しますのは、保全すべき棚田を指定して保全活動を支援するハードとソフトの事業がございますが、ハード事業は平成14年度で終了ということになっておりますけれども、ソフトにつきましては現行のとおり新町へ引き継ぐということにいたしております。

(4)の利子補給制度でございますが、農業近代化資金の利子補給金、それから豊かな村づくり資金利子補給金、農業経営基盤強化資金利子補給金等の農業振興に係る利子補給制度がございますが、農業経営基盤強化資金利子補給等の利子補給率等の違いが若干ございますので、合併時に現行の制度を継続する方向で再編したいというふうに考えております。

それから2の土地改良に関することですが、中山間地域総合整備事業及び団体営事業につきましては、事業種別ですとか事業区分、受益者分担率等に違いがございますので、合併時にそれらを調整して再編したいというふうに考えております。

それから農地及び農業用施設の関係でございますが、国庫補助事業であります農地ですとか農業用施設の災害復旧に係るものにつきましては、美方町、村岡町の制度を基に合併時に再編したいということでございますけれども、工事費が40万円未満の小規模の町単独事業につきましては、廃止の方向で考えております。

それから3の畜産に関することですが、畜産に関する補助金、それから貸付金制度は、類似の制度でも補助率等に差異がございますので、合併後に再編することにいたしております。特に美方町、村岡町では、この畜産に関する制度の充実がうかがえますので、合併後に再編いたしたいというふうに考えております。

それから(2)の畜産振興に係ります利子補給制度でございますけれども、子牛代金前払い制度利子補給金、それから子牛導入資金利子補給金、肉用牛振興対策利子補給金に係る町単独利子補給金の制度は、合併後に再編したいというふうに考えております。これにつきましても、若干制度の違い等、あるいは利子補給の違い等がございますので、再編をしなければいけないというふうに考えております。

それから4番の水産に関することですが、(1)の種苗放流等の関係でございますけれども、現在3町では、アユ、それからアワビ、サザエ、ヒラメ等の放流、それからスッポン、チョウザメの養殖等を行っておりますし、海側の香住町では、並型魚礁の設置事業等の水産振興対策事業を行っておりますけれども、これらは現行のとおり新町へ引き継ぐということにいたしております。

それから(2)の水産に関する利子補給制度でございますが、例えば漁船建造物の利子補給金ですとか、水産加工施設改良等資金利子補給金、それから水産加工業振興資金利子補給金、まだまだそういった利子補給の制度はございますけれども、これらの制度につきましても、現行のとおり新町へ引き継ぐということにいたしております。

最後の各種証明手数料の関係でございますが、漂流物の保管ですとか、非農地証明等の関係、3町で200円と250円の差異がございますけれども、これにつきましても、税あるいは住民関係と同じように香住町の例により合併時に統一したいというふうに考えております。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりましたが、専門部会長から補足説明ございますか。

ないようですので、ここで質疑を受けたいと思います。質疑のある方挙手をお願いいたします。

中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村です。各種事業の取扱いの表現の中で、一つには合併後

に再編する、現行のとおり新町へ引き継ぐ、合併時に再編をするという、いろんな言い回しがあるわけですが、合併後に再編をするというものと4種類あるわけですが、先程局長の説明の中で、問題は合併後に再編をするということであろうかと思うわけですが、この合併後に再編するという確認ですが、説明の中で、これは継続する方向で再編をするというふうな説明を受けたわけですが、一部には微調整はあるものの、継続する方向で再編をすると。すべてのこの合併後に再編をするという文言については、そのように理解をすればいいのかどうか、お伺いしたいと思います。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 ある程度今、考えております方向性を示されるものについては、具体的に御説明の中で、現行を継続するような形で再編するというようなことで、説明をさせていただいておりますので、ある程度現在考えられます内容を説明させていただいたと、方向性の説明をさせていただいたということでございます。

吉田議長 専門部会長、答弁。

藤村専門部会長 今まで各町で独自の政策を行っているわけでございますので、合併後にすぐこれを廃止するということはなかなか困難であろうと考えられますので、基本的には継続をしていく中で、その中で今後考えていきたいというふうに思っています。

吉田議長 他質疑ございますか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、意見等ございましたら、お聞きしたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようでございますので、質疑、意見を打ち切りたいと、このように思います。

協議第49号は、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの聲がございましたので、協議第49号につきましては、原案のとおり確認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。今37分でございますので、45分まで休憩いたしたいと思えます。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

引き続きまして、協議第50号について議題としたいと思えます。

事務局長から朗読と説明をお願いいたします。

藤原事務局長 それでは45ページをお願いいたします。協議第50号、総務関係事務事業の取扱い(その2)について。総務関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。平成16年7月14日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目、3-(12) 各種事務事業の取扱い。総務関係事務事業の取扱い。1、第三セクターに関する事。第三セクターは、現行のとおり新町へ引き継ぐ。2、手数料に関する事。認可地縁団体告示事項証明手数料、認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料及びその他諸証明手数料は250円とする。3、姉妹都市交流及び地域間交流に関する事。姉妹都市交流及び地域間交流は、存続の方向で合併時までには相手方の意向を確認して調整する。

46ページの資料について御説明をさせていただきます。現在、第三セクターといたしましては、美方町の株式会社美方町和牛振興公社がございまして、貫田に牛舎を持っております。出資額が4,000万円、出資比率が51%。それから村岡町では株式会社むらおか振興公社がございまして、但馬高原植物園と村岡ファームガーデンの運営を行っております。出資額が2,040万円、出資比率51%でございます。香住町では株式会社香住町観光公社が国民宿舎ファミリーイン今子浦の管理運営、それから今子浦運動場の維持管理を行っております。出資額875万円、出資比率38%。その他矢田川開発株式会社がございまして、かすみ・矢田川温泉の運営管理を行っております。出資額は500万円、出資比率は25%でございます。

次に地縁団体の手数料でございますが、現在、香住町にこの2つの手数料がございまして、香住町の250円にしていきたいというものでございます。それから、その他の手数料につきましては、3町で200円、250円ということでございますけれども、これにつきましても250円ということにさせていただきたいというふうに考えております。

それから姉妹都市交流の関係でございますが、現在、村岡町で大阪門真市との姉妹都市の交流が行われております。それから地域間交流といたしましては、美方町でコリドー21、氷ノ山国境協議会、尼崎市との交流、それから大阪府泉北郡忠岡町との交流がござい

ます。なお、追加といたしまして、青森県の東通村との交流というのも美方町ではされておるようでございますので、この関係につきましては、美方牛の導入をきっかけとして平成7年から女性交流会を中心に交流をされておるようでございますけれども、合併後もさらに交流を進めたいという意向もございますので、これも含めさせていただきたいというふうに思っております。それから、村岡町では同じくコリドー21というものがございませぬ。香住町におきましては、兵庫5カ国交流会議ということで、兵庫県の旧5カ国、摂津、播磨、丹波、但馬、淡路をそれぞれ代表するといいますが、町として猪名川町、播磨町、篠山市、香住町、津名町ということで5カ国交流をしております。以上が交流の関係でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

これから質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方、挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

三好委員。

三好委員 この第三セクターの関係、ちょっと参考までにお尋ねしてみたいと思います。各町それぞれ第三セクターというものを、公社を持っておられて運営をしていただいとるわけですが、現況におきますこのセクターの内容ですね、どういう状況にあるのか、参考までにお聞きをしたいというふうに思います。

吉田議長 じゃあ、先に柴崎委員。

柴崎委員 今、三好さんの方からお尋ねがありましたように、第三セクターのことと、それから直営をやってらっしゃる事業もあると思うんです。その直営の事業についても、我々財政のことを議論したり、あるいは合併後、運営をどうするかというようなことを議論するに当たって、どうしても資料が欲しいというふうに思いますので、第三セクター並びにこの直営の貸借対照表並びに損益計算書、そういうものがありましたら参考にさせていただきたいと思いますので、私はそういう資料は次回でも結構だと思いますけれども、用意していただければありがたいと思います。

吉田議長 まず柴崎委員の資料提供について、まず事務局から答弁もらいます。

藤原事務局長 資料提供の関係につきましては、また幹事会等と協議しまして、各町でどういったものが3町の共通としてあるのか、その辺を確認させていただく中で、また提供も考えていきたいというふうに思っております。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

事務局長の方から答弁もらいます。

藤原事務局長 ただいま御質問があって、状況がつぶさにわかればこの場で御説明ができるわけでございますけれども、今、直営のお話も出ておりますので、第三セクター、それから直営のものも含めまして、できれば後日資料提供をさせていただきたいということでこの場は御理解いただければ大変ありがたいというふうに思いますけれども。

吉田議長 よろしいですか。ありますか。

石垣議員。

石垣委員 村岡の石垣です。資料は次回ということですので、それに異論はございませんけれども。それぞれ、これ今、香住で第三セクターが2つ、村岡1つ、一応美方1つ。これ設立当時の考え方で、過半数を出資する町と、それから過半数に達してない公社といいますか、株式会社もありますけれども、そういう2つの方式の第三セクターになってますね。特に香住の場合は50%以下ということで出資になってますし、いろいろお聞きしますと、私もただそこで聞いた話ですけども、矢田川温泉の場合には収入を一旦町に納めるんだと、それから必要な経費を町から委託していただくというようなことを、支配人からこの前、区長会で視察に行ったときに聞きました。

それで、私の方の第三セクターは収入も支出も第三セクターの方でやると。だから、運営のシステムがやっぱり違うなあというようなことを感じておったんです。だから、そういうことも今度、資料の中に運営のやり方をちょっと表示してほしいなと。だから同じ一つの町で第三セクターを引き継ぐとしましても、すぐにはやり方を変えらるというわけはいかんでしょうけれども、ある程度何カ年以内には同じ姿の運営をやるということが大事かなというような考えをしております。その辺等につきましても、合併時というわけにいきませんけれども、将来これは新しい町が係り合ってくる第三セクターですので、その辺の方向付けもいつかの時点では考えていただかないかかなというふうな思いをしますけども。以上です。

吉田議長 意見ですね。

専門部会長、何か答えがありますか。

どうぞ。

太田専門部会長 村岡町の太田でございます。ただいま議題になっております第三セクター、内容的にはその事業の種類からいいますと、農業振興事業あるいは観光振興事業ということで、いろいろ多岐にわたっているわけでございますけれども、このものをあちらこちらの分科会へ分散をして議論をいただくというのはいかなるものかということで、総務という形でまとめて御提案をさせていただいたところでございます。ただいま第三セクターのあり方については、できる限り統一する方向で考えていくのが望ましいんじゃないかという御意見もいただいたわけでございますので、今後これらも踏まえまして調整をさせていただきたいというふうに思います。

吉田議長 他。

〔質疑なし〕

吉田議長 そうしますと、今言ったように資料については後日提供しながら、また提供したときに協議するんでしたらするというふうな諮り方をしたいと思っておりますけれど、それでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 他に御意見ございませんか。

ないようでございますので、質疑、意見を打ち切りたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、異議なしという声がございましたので、打ち切りたいと、このように思います。

そうしましたら、協議第50号、総務関係事務事業の取扱い(その2)については、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

ちょっと暫時休憩いたします。

〔休憩〕

吉田議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先程言いましたように、1について第三セクター云々の経営内容等につきまして資料等

で協議をしたいというふうな御意見がございましたので、このことにつきましては継続ということにさせていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、そういうことで協議第50号につきましては、継続協議ということにさせていただきます。

続きまして、協議第51号、平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

事務局長から説明させます。

藤原事務局長 49ページをご覧くださいと思います。協議第51号、平成16年度3町合併協議会補正予算(第1号)について。平成16年度3町合併協議会補正予算(第1号)について協議する。平成16年7月14日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

平成16年度3町合併協議会補正予算(第1号)について。平成16年度3町合併協議会補正予算(第1号)を別紙のとおり調製したので、3町合併協議会財務規程第4条第2項に基づき提案する。

51ページをご覧くださいと思います。第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,848万円とする。

それでは予算に関する説明書を飛ばしまして、先程決算について御承認をいただきました。繰越金が167万8,000円ということが確定いたしましたので、当初100万円で繰越金を見ておりましたけれども、67万8,000円を増額し、補正後の額を167万8,000円といたしております。

歳出の方でございますけれども、協議会の報酬を14万4,000円追加させていただいております。当初の予定と若干、回数的に費用が増えておりますので、増額をさせていただいております。旅費の関係でございますけれども、普通旅費20万6,000円、費用弁償8,000円でございますが、普通旅費の関係で神戸行きの出張が今後さらに予想されますので、20万6,000円を増額させていただいております。それから11の需用費でございますけれども、印刷製本費を10万3,000円追加させていただいておりますけれども、これは合併調印に伴います印刷製本を考えております。それから、役務費でございますけれども、洗濯代を5,000円計上しておりますが、これにつきましても合併調印の白布等の洗濯代ということで上げさせていただいております。さらに、14の使用料及び賃借料でございますけれども、複写機の使用料が20万2,000円ということになっております。当初予定しておりました使用枚数が大分増えておりますので、20万円ばかり補正をさせていただいております。それから有料道路の通行料でございますけ

れども、公用車での出張の場合の有料道路通行料ということで1万円計上させていただいております。そういうことで歳出につきましても、総額67万8,000円を追加させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

吉田議長 以上で説明が終わりました。

ここで質疑等、意見等を伺いたいと思いますが、ございませんか。

中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村です。細かいことなんですけども、15年度決算で、16年度への繰り越しが167万7,749円ということになってますわね。そうすると、今の補正予算の繰越金の合計額が167万7,000円になるのが普通じゃないでしょうか。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 御指摘の意向もわかるんですが、一応切り上げをさせていただいて処理をさせていただいております。

吉田議長 会長、答弁。

岩槻会長 もう随分と財政見地から御承知で御指摘受けておるわけでございまして、是非、きょうのところは御理解いただきたいんですが、歳入については端数は切り捨てる、歳出については払えなくては困るので、かち上げてやるというのが大原則でございまして、そこを御指摘受けてるというふうに思うわけでございしますが、御指摘のとおりだというふうに思います。としながら、きょうは御提案申し上げておりますので、是非このことのないように、きょうは遺憾の意を表明させていただいて御理解願いたいとお説のとおりだと思っております。

吉田議長 他に質疑、御意見ございますか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようでございますので打ち切りにしたいと思います、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 そうしましたら、協議第51号につきましては、原案のとおり確認させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議がないようでございますので、協議第51号につきましては、原案のとおり確認させていただきます。

次に、継続案件になっております協議第11号、新町の名称についてを議題といたします。

本件につきましては、先回の全体会の中で各委員の方々の御意見をお伺いし、いろいろと新町の旧町名を使うか使わないかという御議論をいただきました。その結果、まだそのことにつきましては、結論が出ていないような状況でございますが、前回の協議会の中で会長から、打開策を図るため町長・議長会で検討させていただきたいと、そのような報告を受けたと、このように思っております。本日の会議の進行につきましては、このように会長の結果を受けまして、進行させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございますので、会長の報告をお願いしたいと思います。

岩槻会長 それでは、今、議長の方から御指摘もいただきましたが、前回、町名を今10に絞っておるものを5つに絞るという中で、いろんな御意見が出たわけでございます。振り返ってみますと、町を象徴する名称であるので、非常に大切だということがございまして、これまで蓄積し、あるいはまた培われました価値観を大事にし、将来の発展につながる町名を考えるべきではないかというところで、旧町名も入れてという御意見と、新しい町になったので、新しい町名を選択すべきではないかという、大きくは2つに分かれたというふうに思うわけでございます。

そこで、私ども町長・議長会で一度調整させていただいて御提案させていただきたいということで御理解を願ったわけでございます。そこで、町長・議長会では、公募する際に旧町名もオーケーと、いいということで募集した重みがあると。しかも応募された方からしたら、今ここで旧町名を外すということは、町民サイドから見ても、何だということになるだろうという御意見が多かったわけでございます。しかし、一つの方向を見出すといった点では、何らかの手法を必要とするという共通認識を持ったわけでございます。

そこで、第2次選定で5つを選ぶというわけでございますが、いろいろなことを

想定して、結果を想定して、この際、協議会に諮って5つの選定でなくて6つにして第2次選定の投票を行うと。これは旧町名を入れて、第2次選定で5つを6つで投票で選ぶと。そして、次の段階でまた協議会の皆さんの合意をいただいて、一つに絞っていこうということで、町長・議長会では調整を図ったということでございます。そこで、御意見も出るか知りませんが、6つに増やすというところを是非御賢察もいただいて、きょうは2次選定ということをさせていただきたいなと、こう思っておるということでございます。

吉田議長 以上、会長の方から報告がありましたが、この件について質疑若干受けたいと思いますけれど。どなたからでも。ございませんか。ありますか。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。今、会長から説明がありました。そういう意味も十分に理解はいたします。そして、町長・議長会が、きょう決められなくて先送りにしたという感じが一つ。それと、やはり旧町名というものは、それぞれ3町の方々が美方は美方、村岡は村岡、香住は香住というふうにしたい、この気持ちも十分に理解はできます。しかし、新しい町を出発させるわけですから、この辺でひとつ例えば美方の人間は村岡、香住のことを考え、そして村岡の人は香住、美方のことを考えていただき、また香住の人は村岡、美方のことを考えていただいて、お互いがマイナス部分になるところを補っていくような、いわゆる互助の精神を持ちながら、きょうのところは6つに選定をされるということですが、次にはもっともっといい結果が出てくるような、そういう期待を私はしたいと、このように思います。ですから、本来ですといや外しましよやというふうに言いたいんですが、きょうのところは何とか6つの選定には理解を示します。

吉田議長 では、会長提案のとおり6つの候補で、もちろん旧町名を入れた形での6つの候補を絞っていくという第2次選定を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようでございますので、そのように取り計らっていきたいと、このように思います。

では、ここで第2次選定に入るわけでございますが、投票の手順と事務的なことにつきましては、事務局長から説明させます。

藤原事務局長 それでは、58ページに名称候補の2次選定についてペーパーを用意しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、1番に第1次選定の結果を上げておりますけれども、10作品読み上げます。きょうは、この中からそれぞれ選んでいただくこととなります。まず、50音順でございますが、香住町、かにカニ町、香美町、美香町、美方町、美香村町、美郷町、村岡町、村香美町、矢田川町、以上の10点でございます。

次に2番でございますが、共通の確認事項といたしまして、(1)としまして、投票の方法ですけれども、第1次選定10作品の中から各委員が2作品以内を投票し、次に上位5作品と書いておりますが、ただいま御確認いただきましたように、上位6作品ということで御訂正をお願いいたします。集計の上、上位6作品を選定をいたします。投票は、表記と読みをセットをお願いしたいと思います。なお、投票は無記名といたします。番目に、第1候補に記載されました作品は2点、第2候補に記載されました作品は1点として集計をいたします。といたしまして、集計の結果、ここも5作品を6に御訂正をお願いいたします。第6作品前後の作品が同点となり、複数となった場合は、その作品の中から各委員が1作品を投票する決選投票を行い、上位の作品から第2次選定に加えていくものとする。これも5を6に御訂正をお願いしたいと思います。決選投票は第6位が確定するまで行うというものでございます。

立会人といたしまして、議長が各町1名ずつ立会人を指名をいたします。それから投票の順序でございますが、まず投票用紙を配付いたしまして記入していただき、投票をいたしますが、その際、委員のお名前をお一人ずつ読み上げますので、順次お願いしたいと思います。

なお、結果の発表につきましては、ここも御訂正いただきたいと思いますが、上位6作品を50音順に発表したいというふうに考えております。

なお、59ページ、60ページに10作品の名称候補に応募された方のお気持ちといたしますか、意味、理由というものを書いておりますので、御参考にしていただければというふうに考えております。以上でございます。

吉田議長 以上で説明が終わったわけなんですけれど、(3)の のところで投票で、議長が1人ずつ委員氏名を読み上げ、順次投票するというふうになっておりますけれど、これを事務局長の方で読み上げてもらいますので、その辺御了承願いたいと。私、全員の名前ちょっとというよりも、こっちの方が把握してると思いますので、そのようにお願いしたいと、このように思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ちょっと暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 それでは、ただいまから第2次選定に入りたいと思いますが、それに先立ちまして開票立会人を指名いたしたいと思います。

美方町、本城委員、村岡町、谷淵委員、香住町、上田委員、よろしく願いいたします。

なお、新聞記者の皆様、写真を撮られるのは結構かとは思いますが、投票事務等、また投票の結果がわかるような角度での写真撮影は、是非自粛願いたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより投票を開始いたします。

事務局の方から投票用紙を配付いたさせます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようでございますので、投票箱を確認いたします。

では、順次名前を読み上げますので、読み上げた順番に投票をお願いいたします。

事務局長、氏名の読み上げをお願いいたします。

藤原事務局長 それでは、委員名簿の順に読み上げさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

まず、上田節郎委員、岩槻健委員、藤原久嗣委員、吉田範明委員、本城繁信委員、谷淵栄一委員、板坂公二委員、上田孝委員、橘秀夫委員、朝倉富征委員、井上一郎委員、毛戸公彦委員、中村治泰委員、水間徳子委員、石垣健三委員、井上源一委員、小谷道子委員、西尾高雄委員、三好忠男委員、伊藤誠委員、岡田久子委員、柴崎一秀委員、中村暁委員、村瀬晴好委員。

吉田議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、ただいまより開票いたしますので、先程指名しました3名の立会人、立会人をよろしく願いいたします。

それでは第2次選定の結果が出ましたので、あいうえお順に発表させていただきます。

まず、香住町、香美町、香るに美しい町です。それから美方町、美郷町、村岡町、矢田川町、以上6点が候補に上がりました。

ただいま読み上げました6候補名を新町の名称の候補名とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がありましたので、新町の名称候補として6候補名が確認されました。

次回は、この6候補名の中から選定することになりますので、協議第11号につきましては、引き続き継続協議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がありましたので、協議第11号、新町の名称については、継続協議とすることに決定いたしました。

以上で本日予定しておりました協議事項は終わりました。

次に、次回以降の合併協議に際して特に御意見、御提言等がございましたらお伺いしたいと思いますが、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようでございますので、それではその他について事務局から説明してもらいます。

藤原事務局長 それでは6番のその他の(1)で上げております地域審議会に関する検討についてでございますが、これまでに地域審議会に関します資料は、委員の皆様方のお手元にお届けいたしておりますけれども、本日、資料としてお渡しいたしておりますものは、それらをまとめたもので、項目ごとにわかりやすくしたつもりでございます。それで、裏面の方には、養父市の例でとりあえずそのようなものをつけておりますので、一度御清覧をいただきたいと思っております。なお、この地域審議会に関しましては、各町それぞれで勉強会をしていただくことをお願いいたしておりますので、そのようによろしく願いいたしたいと思っております。

それから(2)の住民説明会の関係でございます。開催要領をお届けいたしておりますけれども、開催日は7月15日から8月10日までの間に各町のそれぞれの御事情に合わせて実施していただくことにいたしております。委員の皆さん方には、それぞれの町でまた委員さんに対しての役割といたしますか、こういった形での参加をお願いしたいというようなこともあろうかと思っておりますが、積極的な参加をお願いしたいというふうに思っております。

3番目に、次回7月28日の第12回の合併協議会の開催の御案内をさせていただきます

おります。午後1時30分から村岡町の老人福祉センターで予定いたしておりまして、保健、医療ですとか商工関係、学校教育関係、それから水道、下水道、それから新町の継続ということで案件を予定させていただいておりますので、よろしくお願いたします。以上でその他の御報告を終わらせていただきます。

吉田議長 ちょっと1点だけ確認したいんですけど、この住民説明会開催要項で、多分3町同じものを持って説明に回ると思うんですけど、それが全く書かれてないんですけど、そういう認識でいいのかどうか、ちょっと説明願いたいと思います。

藤原事務局長 基本的には3町同じものを資料として、これを基にいたしまして、若干、町ごとにそれを加工されるものもあろうかと思いますが、基本的な資料は3町共通という考え方をいたしております。

吉田議長 はい、わかりました。

以上で本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして第11回3町合併協議会を閉会いたしたいと思います。大変御苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町
合併協議会議長

.....

会議録署名委員

.....

会議録署名委員

.....